

議案第38号

**東近江市てんびんの里文化学習センター条例の一部を改正
する条例の制定について**

東近江市てんびんの里文化学習センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月5日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市てんびんの里文化学習センター条例の一部を改正する条例

東近江市てんびんの里文化学習センター条例（平成17年東近江市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 東近江市てんびんの里文化学習センター

(2) 位置 東近江市五個荘竜田町583番地

第2条を削り、第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、てんびんの里文化学習センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第12条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、東近江市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東近江市条例第258号）の定めるところにより指定するもの（以下「指定管理者」という。）に学習センターの管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 学習センターの利用の許可、利用の制限、利用条件の変更、利用の停止、利用の許可の取消し等に関すること。

(3) 学習センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(読替規定)

第13条 市長が前条第1項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東近江市てんびんの里文化学習センターの管理に指定管理者制度を導入したく、本議案を提出するものである。